自転車利用者の保険加入義務化!!

令和6年10月からは、自転車保険へ加入しな ければなりません

「下関市自転車の安全で適正な利 用促進に関する条例し、

「山口県自転車の安全で適正な利 用促進条例」に基づき、

令和6年10月から、下関市も含 め、山口県内で自転車を利用する方 は、自転車保険(自転車損害賠償責 任保険・共済)に加入しなければな りません。

自転車利用者は自転車保険に加入 しましょう!

自転車事故で加害者となり、損害賠 償額が数千万円となった事例が発生し ています。もしもの時のために、かな らず**自転車保険に加入**しましょう。

保険加入は、被害者へのすみやか・ 確実な補償、加害者の賠償負担軽減に つながります。



交通ルールを守り、「自転車にやさしいまちづくり」を目指しましょう。

お問い合わせ:下関市都市整備部都市計画課庶務係

2083-231-1360

https://www.city.shimonoseki.lq.jp/soshiki/73/119432.html

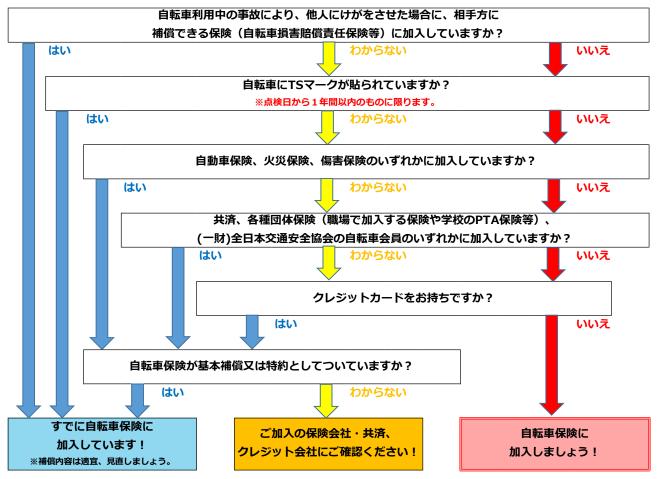




自転車加害事故 賠償事例

- ①男子高校生が夜間、イヤホンで音楽を聴きながら、無灯火で自転車を運転中に、パ トカーの追跡を受けて逃走し、職務質問中の警察官と衝突。警察官が約2か月後に死 亡した。 → 賠償額9,330万円(令和2年7月高松高裁)
- ②信号無視した会社員男性の自転車が、横断歩道を渡っていた女性と衝突し、女性が → 賠償額4,746万円(平成26年1月東京地裁) 死亡した。
- ③男子小学生が夜間、自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路で、歩行中の女 性と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。
 - → 賠償額9,521万円(平成25年7月神戸地裁)

あなたは自転車保険に加入していますか?



自転車安全利用五則を守りましょう!

- 1.車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2.交差点では信号と一時停止を守って安全確認
- 3.夜間はライトを点灯
- 5.ヘルメットを着用
- 4.飲酒運転は禁止 ※詳しくは警察庁HP等に記載の「自転車安全利用五則」 をご確認ください。

